

平成27年7月24日

各県立特別支援学校長様

豊かな心育成課長

通学路の交通安全の確保の徹底について（通知）

通学路の交通安全の確保については、平成25年6月4日付け「通学路の交通安全の確保の徹底について」及び平成25年12月19日付け「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」において通知したところですが、この度、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長から、これらの通知に関する平成26年度末における取組状況の公表とともに、通学路の安全確保に向けた継続的な推進について依頼がありました。

については、今後とも保護者、警察、道路管理者などの関係者と連携し、通学路の交通安全確保に向けた取組を推進してください。

担当 健康教育係

電話 082-513-5036 (ダイヤル)

(担当者 有崎)

平成27年7月24日

各市町教育委員会教育長様
(広島市を除く)

広島県教育委員会教育長
(豊かな心育成課)

通学路の交通安全の確保の徹底について(通知)

通学路の交通安全の確保については、平成25年6月4日付け「通学路の交通安全の確保の徹底について」及び平成25年12月19日付け「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」において通知したところですが、この度、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長から、これらの通知に関する平成26年度末における取組状況の公表とともに、通学路の安全確保に向けた継続的な推進について依頼がありました。

本県では、全市町において通学路交通安全プログラムが策定され、公表されています。

については、同プログラムに基づいて、合同点検の検討・実施、点検結果に基づく対策の実施、対策効果の把握及び対策の改善・充実を一連のPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の交通安全確保に向けた継続的な取組を推進してください。

担当 健康教育係
電話 082-513-5036 (ダイヤル)
(担当者 有崎)

平成27年7月24日

各 教 育 事 務 所 長 様
西部教育事務所芸北支所長 様

豊 かな 心 育 成 課 長

通学路の交通安全の確保の徹底について（通知）

このことについて、各市町教育委員会教育長へ別紙写しのおり依頼しました。

担当 健康教育係
電話 082-513-5036 (ダイヤルイン)
(担当者 有崎)



平成27年 7 月 24 日

各市町教育委員会教育長様
(広島市を除く)

広島県教育委員会教育長
(豊かな心育成課)

通学路の交通安全の確保の徹底について (通知)

通学路の交通安全の確保については、平成25年6月4日付け「通学路の交通安全の確保の徹底について」及び平成25年12月19日付け「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」において通知したところですが、この度、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長から、これらの通知に関する平成26年度末における取組状況の公表とともに、通学路の安全確保に向けた継続的な推進について依頼がありました。

本県では、全市町において通学路交通安全プログラムが策定され、公表されています。

については、同プログラムに基づいて、合同点検の検討・実施、点検結果に基づく対策の実施、対策効果の把握及び対策の改善・充実を一連のPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の交通安全確保に向けた継続的な取組を推進してください。

担当 健康教育係

電話 082-513-5036 (ダイヤルイン)

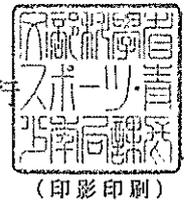
(担当者 有崎)



27ス学健第27号
平成27年7月22日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長 殿
附属学校を置く各国立大学法人事務局長

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
和田 勝 行



通学路の交通安全の確保の徹底について（依頼）

標記については、これまで格段の御尽力を頂いているところですが、本年度においても登下校中の児童生徒等が被害に遭う重大事故が発生しております。

文部科学省は、国土交通省、警察庁と協力し、平成25年5月31日に「通学路の交通安全の確保に向けた今後の取組」を、同年12月6日には「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」を通知したところであり、本日、これらの通知に関する平成26年度末における取組状況を別紙1及び2のとおり取りまとめました。

この結果、緊急合同点検結果に基づく対策については別紙1のとおり順調に行われており、教育委員会・学校による対策箇所のうち約98%が対策済みとなりました。また、推進体制に関しては別紙2のとおり全国の約78%の市町村において構築されています。

通学路の交通安全を確保するために重要なことは、上記平成25年12月6日付け通知の別紙（別添参照）に記載のとおり、推進体制を確実に構築し、その下で地域ごとに策定された基本的方針（通学路交通安全プログラム）に基づく取組、すなわち、合同点検の検討・実施、点検結果に基づく対策の実施、対策効果の把握及びそれを踏まえた対策の改善・充実を一連のPDCAサイクルとして繰り返し実施することです。また、通学路交通安全プログラムを策定した際は、地域住民等の協力を得るためにもホームページや広報誌を利用して公表し、適切に情報発信することが極めて重要です。

ついては、通学路の交通安全の要である皆様におかれましては、既存の組織を活用した推進体制の更なる構築、地域の実情に応じた通学路交通安全プログラムの策定及び公表並びに同プログラムに基づく取組の継続的な推進につき、引き続き格段の御配慮をお願いします。

また、各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課長におかれては所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国立大学法人事務局長におかれては管下の附属学校に対し、この趣旨について周知くださるよう併せてお願いします。

【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課 交通安全係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話 03-5253-4111 (内線2695)

FAX 03-6734-3794

E-mail: anzen@mext. go. jp

通学路の交通安全の確保に向けた取組状況

平成24年度に全国で実施した通学路の緊急合同点検結果に基づき、関係機関が対策を進めているところですが、平成26年度末時点の対策の実施状況を以下のとおり取りまとめました。

今後とも文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組を推進します。

○通学路の緊急合同点検結果に基づく対策の実施状況(平成26年度末時点)

	箇所数	うち対策済み
対策必要箇所(全体数)	74,483	66,404
教育委員会・学校による対策箇所	29,586	29,107
道路管理者による対策箇所	45,060	38,977
警察による対策箇所	19,715	18,939

- ※1 1か所につき複数の機関が対策を実施する場合があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所(全体数)とは一致しない。また、各実施機関による対策箇所数は、前回取りまとめ時点から一部変更されている。
- ※2 主な対策の例として、教育委員会が実施する対策に通学路の変更やボランティア等による立ち番等、道路管理者が実施する対策に歩道の整備や路肩の拡幅等、警察が実施する対策に信号機や横断歩道の新設等がある。

参考：緊急合同点検の実施状況

- ・緊急合同点検実施学校数 20,160 校
- ・緊急合同点検実施箇所数 80,161 箇所
- ・対策必要箇所 74,483 箇所

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の実施状況について

第1. 調査の概要

平成25年12月6日に、文部科学省、国土交通省、警察庁より各地方に通知した「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」において示した、各地域における推進体制の構築や基本的方針の策定について、平成26年度末時点の進捗状況を、全国の市町村教育委員会に調査をした。

第2. 調査対象

市町村教育委員会

第3. 調査結果

1 推進体制の構築（全国1, 741市町村）

構築している	1358
構築していない	383

2 私立学校の参加状況（推進体制を構築している1358市町村）

参加している	20
参加していない	1338

3 プログラムの策定状況（推進体制を構築している1358市町村）

策定している	1078
策定していない	280

4 プログラムの公表状況（プログラムを策定している1078市町村）

公表している	754
公表していない	324

5 プログラムの策定予定（プログラムを策定していない280市町村）

平成27年度中	185
未定	95

6 推進体制の構築予定（推進体制を構築していない383市町村）

平成27年度中	285
未定	98

平成25年12月6日
文 部 科 学 省
国 土 交 通 省
警 察 庁

通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について

これまで、通学路における交通安全の確保については、緊急合同点検を実施し、その結果を受けた対策を推進するとともに、平成25年5月31日には文部科学省、国土交通省、警察庁による今後の取組に関する通知を発出したところであり、緊急合同点検に基づく対策の実施後においても、各地域において定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の取組を継続して推進することが重要である。

そこで、その取組を着実かつ効果的に実施するために必要と考える基本的な進め方を下記のとおり文部科学省、国土交通省、警察庁でとりまとめたので、地方自治体等に通知した上で、引き続き通学路の交通安全の確保に取り組むこととする。

記

1. 推進体制の構築

地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本的方針を策定するとともに、策定した基本的方針に基づく取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的に開催する協議会を設置する等推進体制を構築する。

推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制については、市区町村単位で構成することが望ましい。

なお、緊急合同点検時に構築した体制等既存組織がある場合は、これを活用する。

2. 基本的方針の策定

1で構築した推進体制においては、各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため、緊急合同点検の枠組みを活用する他、以下の内容を含む取組の基本的方針を策定する。

(1) 合同点検の実施方針

合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。

合同点検の実施時期については、緊急合同点検の実施状況や周辺環境の変化等を踏ま

え、毎年実施や複数年ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。合同点検の体制は、緊急合同点検と同様に教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制とすることを基本とする。

なお、点検の実施に当たっては、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とすることの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検すること等、効率的・効果的な方法を検討することが望ましい。

(2) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針

合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施すること（PDCAサイクル）が継続的な安全性向上のために必要であることから、これらを取組の基本的な考え方として定める。

なお、対策の検討、対策の実施、対策効果の把握については、関係者間で連携・協議の上行う。

3. 公表等

(1) 基本の方針の公表

基本の方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構成及び基本の方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。

なお、基本の方針の名称については、全国で統一されていることが望ましいと考えることから、「(〇〇市区町村) 通学路交通安全プログラム」とすることを推奨する。ただし、既に地域で同様の基本の方針を定めており、独自の名称がある場合はこの限りではない。

(2) 対策箇所図、対策一覧表の作成・公表

合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。